

1.4/3
5

日 月 送 受 号 番 先 議 合				欄 号 省 生 厚			
第 号		第 号		第 号		第 号	
送 受		送 受		送 受		送 受	
月 月		月 月		月 月		月 月	
日 日		日 日		日 日		日 日	
引揚接獲回数 環境衛生部長 環境衛生課長 企画課長 公衆衛生部長 会計課長 人事課長 官房長 事務次官				大臣 総務局長 事務次官 官房長 人事課長 企画課長 公衆衛生部長 環境衛生部長 環境衛生課長 引揚接獲回数			
案 起 昭和三十三年二月七日				案 起 昭和三十三年二月七日			
受 局 課 付 付				受 局 課 付 付			
主 査 主 査				主 査 主 査			
月 第 日 号				月 第 日 号			
へ 送 る へ 送 る				へ 送 る へ 送 る			
月 日				月 日			

甲
甲乙の種類

判 決

月

日

合 校

行 施

月

日

日 号

へ 送 る

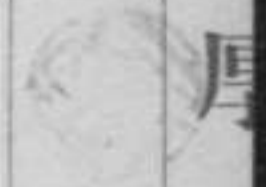
月

日

291

日 月 送 受 号 番 先 議 合														
第 号					第 号					第 号				
送 受					送 受					送 受				
月 月					月 月					月 月				
日 日					日 日					日 日				

庶務課長



厚生省

裏面白紙

厚生省設置法の一部を改正する法律案提案理由
説明に ついて (伺)

標記の件は、別紙のとおりとしてよろしいか、お伺いする。

厚生省設置法の一部を改正する法律案提案理由説明(案)

たゞいま議題となりまゝに「厚生省設置法の一部を改正する法律案」に
つきまゝして、その提案の理由と御説明申上げます。

この法律案は、厚生省の内部部局のうち、公衆衛生局と予防局及び環境衛生
局の二局に分けらるゝと、地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並に
役員連絡局及び同支部を廃止することとその主な内容とするものであります。

先ず、改正の第一点は公衆衛生局と予防局及び環境衛生局の二局に分
けらるゝとあります。御承知のことと、国民の生活環境に関する諸問題は、

近年、高度に複雑化してつづつありまゝ、常に健康を明るく国民生活を増進
し、育成するたゞに、現在及び将来にわたる広汎な領域にわたる環境衛生
行政を積極的に推進すべき必要性が極めて高く、また、昨年来環境衛生
生肉係営業の運営の適正化に関する法律の施行に伴う事務の質的、

量的加重傾向に対処する必要があり、現行の公衆衛生向環境衛生部が分掌してあります環境衛生関係行政の一体的、効率的遂行を確保するとともに、その責任態勢の明確化を図るため、独立の部局として環境衛生向を設置しようとするものであります。これによりまして、現行の公衆衛生向は、予防衛生部門を主として担当することとなりますが、医療保障達成の見地から、結核対策をはじめとする予防衛生諸施策とより強かに推進することと、これが所掌部局も予防向とし、もって公衆衛生行政の二つの大きな分野である環境衛生行政並びに予防衛生行政の積極的、効率的な運営、処理を期し、国民の公衆衛生のより一層の向上及び増進に資したい所存であります。

改正の第二点は舞鶴地方引揚援護向並に復員連絡局及び同支部と廃止することであり、舞鶴地方引揚援護向は、昭和二十年十一月に

設置されて以来上陸地における応急援護機関として、もっぱら海外からの
集団引揚者の受入援護にあつてきたのであります。未帰還者の状況
から判断いたしまして、現在なお相当数の邦人が残留していらっしゃると思われま
す。樺太地区からの帰国希望者も本年十一月までには本邦に引き揚げら
れることと見込^てます。このことにより、これをもちいて集団引揚は完了し、その後
は個別的引揚に移る見通しが得られるに至りまゝなつて、本年十一月十六
日以降同向を廃止するものといたす。また、復員連絡局及び
復員連絡局支部は、もとの陸軍に属してありまゝな軍人軍属の復員手
続等の事務を掌する機関であります。復員関係事務の縮減に
より、昭和三十三年度以降は独立の機関として存置する必要がなくなり
まゝなつて、同機関の所掌事務は、すべて本省の引揚援護局にかつて処
理するものといたしまして、これを廃止しようとするものであります。

なお、以上の改正につきまして、公衆衛生局と分けて予防局及び環境衛生局とすう部分は本年四月一日から、復員連絡局及び同支部の廃止は行政機関職員定員法による引揚援復局関係職員の新減の時期に合わせまして本年五月十六日から、舞鶴地方引揚援復局の廃止は更に六箇月後の本年十一月十六日から施行することといたしてありますので、この法律案もこれら三つの時期ごとにそれぞれとりまとめ三箇条に分けて規定しな次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしな理由であります。

何とぞ、慎重に御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことを願います次第であります。

参考

厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けること。
- 二 地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止すること。
- 三 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行すること。ただし、復員連絡局及び同支部の廃止は同年五月十六日、舞鶴地方引揚援護局の廃止は同年十一月十六日とすること。

裏面白紙

厚生省設置法の一部を改正する法律案

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）」を「地方支分部局（第三十条―第四十一条）」に、「地方復員部（第三十九条の八―第三十九条の十）」を「地方復員部（第四十条。第四十一条）」に、「第三章 削除」を「第三章 職員（第四十二条。第四十三条）」に改める。

第五十条中第二十一号、第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十六の二 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。
三十六の三 国民栄養調査を実施すること。
三十六の四 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）

に定める栄養食品の標示の許可をすること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に改め、「公衆衛生局」を「予防局

「予防局」を「環境衛生局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局に環境衛生部を」を削る。

第九条の見出しを「（予防局の事務）」に改め、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号の二を第六号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）

第九条の二 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

- 二 旅館業法を施行すること。
- 三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。
- 四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。
- 五 ねずみ及びこん虫等の駆除に関すること。
- 六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。
- 八 栄養改善法を施行すること。
- 九 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
- 十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
- 十一 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
- 十二 と畜場法（昭和二十八年法律第一百四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）及び狂犬

病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に關すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十四 前各号に掲げる事務に係る価格の統制に關すること。

第三十五条中「左の」を「、次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「善通寺市」を「高松市」に改める。

第三章を削り、第四章を第三章とする。

第三十九条の九の見出し中「及び管轄区域」を「、管轄区域及び内部組織」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十一条とする。

2 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の八を第四十条とする。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

- 目次中
- 「第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条第六款 地方復員部（第四十条。第四十一条）

の五一第二十九条の七)

を「第五款 地方復員部（第四十条）

第四十一条）」に改める。

第三十条中「左の」を「次の」に、
「復員連絡局及び復員連絡
地方復員部

局支部
を「地方復員部」に改める。

第二章第三節中第五款を削り、第六款を第五款とする。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

目次中 「第四款 舞鶴地方引揚援護局（第三十九条の二）第三

十九条の四）
第五款 地方復員部（第四十条。第四十一条）

を「第四款 地方復員部（第四十条。第四十一条）

「舞鶴地方引揚援護局
地方復員部」に改める。

第二章第三節中第四款を削り、第五款を第四款とする。

附 則

この法律中第一条及び附則第二項の規定は昭和三十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月十六日から、第三条の規定は同年十一月十六日から施行する。

2 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改める。

理由

公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、引揚援護局関係の地方支分部局を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）抄

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 本省

第一節 内部部局（第六条―第十四条の二）

第二節 附属機関（第十五条―第二十九条）

第三節 地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）

第一款 削除

第二款 医務出張所（第三十四条―第三十六条）

第三款 地区麻薬取締官事務所（第三十七条―第三十九条）

第四款 舞鶴地方引揚援護局（第三十九条の二―第三十九条の四）

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条の五―第三十九条の七）

第六款 地方復員部（第三十九条の八―第三十九条の十）

第三章 削除

第四章 職員（第四十二条―第四十三条）

附則

（厚生省の権限）
第五条 厚生省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に關する基準を定めること。

二十の二 原子爆弾被爆者の医療等に關する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

二十一 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

二十一の二 国民栄養調査を実施すること。

二十一の三 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）に定める栄養食品の標示の許可をすること。

二十二 都道府県又は政令で定める市に対し、保健所の設置及び運営に關し必要な事項を命ずること。

二十二の二 公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十三年法律第六十五号）の定めるところにより、公衆衛生修学資金を貸与すること。

二十三 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき伝染病を指定し、その適用範圍を定めること。

二十四 都道府県知事の行う伝染病汚染の建物の処分を認可すること。

二十五 臨時予防接種を都道府県をして行わせること。

二十六 性病のまん延著しいとき、都道府県知事が健康診断を行おうとする場合にこれを承認すること。

二十七 都道府県の精神病院を設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事が精神病衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の指定病院を指定しようとする場合にこれを承認すること。

二十七の二 都道府県又は保健所法（昭和二十二年法律第一百号）第一条の規定に基く政令で定める市が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七の三 精神衛生法に基き、精神衛生鑑定医を指定すること。

二十八 地方公共団体に対し、結核療養所の設置及び拡張を勧告し、國が開設した病院又は診療所を、結核予防法（昭和二十六年法律第十六号）第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関に指定し、又はその指定を取り消すこと。

二十九 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）の規定に基き、検疫区域を定めること。

三十 理容師養成施設及び美容師養成施設を指定すること。

三十一 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の施行に關し都道府県知事を指導監督すること。

三十二 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につき、その基準又は規格

を定め、必要を製品検査を行うこと。

三十三 輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めるところ。

三十四 食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）又は栄養改善法の定める管業施設につき、臨検、検査させ、試験用物品を収去せしめ、

三十五 環境衛生関係管業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）の規定に基づき、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適正化規程又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消し、その他同法の施行に関すること。

三十六 水道及び下水道の終末処理場に関する事務を行うこと。

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第六条 本省に、大臣官房及び左の七局を置く。

公衆衛生局

医務局

薬務局

社会局

児童局

保険局

引揚被護局

又、大臣官房に統計調査部及び国立公園部を、公衆衛生局に環境衛生部を、引揚被護局に未婚遺調査部を置く。

（公衆衛生局の事務）

第九条 公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国民の健康増進及び資質の向上に關し、企画し、実施すること。
- 二 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を施行すること。
- 三 国民厚生運動の普及發達を図ること。
- 三の二 原子爆弾被爆者の医療等に關する法律を施行すること。
- 四 栄養改善法を施行すること。
- 五 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
- 六 保健所の設置及び運営を指導監督すること。
- 六の二 公衆衛生修学資金貸与法を施行すること。
- 七 衛生教育及び公衆衛生従事者の再教育に關すること。
- 八 伝染病、精神障害、地方病その他特殊の疾病について伝ばん及び發生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。
- 九 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。

- 十 港及び飛行場における検疫に關すること。
- 十一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
- 十一の二 旅館業法を施行すること。
- 十二 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。
- 十三 ねずみ、こん虫等の駆除、へい獣処理場等を指導監督その他環境衛生の改善及び向上を図ること。
- 十四 飲食に起因する衛生上の危害の發生を防止すること。
- 十五 畜場、と畜及び犬の狂犬病の予防に關すること。
- 十六 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
- 十六の二 環境衛生関係官業の運営の適正化に關する法律を施行すること。
- 十七 水道及び下水道の終末処理場に關すること。
- 十八 墓地、埋葬、火葬等に關すること。

十九 前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に関すること、但し、他号の所管に属するものを除く。

二十 前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第三十条 本省に左の地方支分部局を置く。

医務出張所

地区麻薬取締官事務所

舞鶴地方引揚保護局

復員連絡局及び復員連絡局支所

地方復員部

第二款 医務出張所

(名称、位置及び管轄区域)

第三十五条 医務出張所の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道医務出張所	札幌市	北海道
東北医務出張所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越医務出張所	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
東海北陸医務出張所	名古屋市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
近畿医務出張所	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

九州区務出張所	四国区務出張所	中国区務出張所
福岡市	善通寺市	広島市
官崎県 福岡県 鹿児島県	佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	鳥取県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 岡山県 広島県 山口県

裏面白紙

第四款 舞鶴地方引揚援護局

(所掌事務)

第三十九条の二 舞鶴地方引揚援護局は、本省の所掌事務のうち引揚援護及び旧軍人軍属の復員に關する事務を分掌する。

(位置)

第三十九条の三 舞鶴地方引揚援護局は、舞鶴市に置く。

(内部組織)

第三十九条の四 舞鶴地方引揚援護局の内部組織は、厚生省令で定める。

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部

(復員連絡局)

第三十九条の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に關する第十四条の二第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事務を分掌する。

又 復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東部復員連絡局	東京都	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
中部復員連絡局	大阪市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
西部復員連絡局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(復員連絡局支部)

第三十九条の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。
 又 復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄	区域
東部復員連絡局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	
中部復員連絡局	名古屋支店	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県	
中部復員連絡局	広島支店	広島市 島根県 岡山県 広島県 山口県	
善通寺支店	善通寺市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	

(内部組織)

第三十九条の七

第六款 地方復員部

(所掌事務)

第三十九条の八 地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧海軍に関する第十四条の二第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事務を分掌する。
 (名称、位置及び管轄区域)

第三十九条の九 地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄	区域
極東地方復員部	横須賀	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県	
中部		福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	
		東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県	
		山梨県 長野県 静岡県 滋賀県 京都府	

部	佐老保地方復興部	吳地方復興部
	佐老保市	吳市
	長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	愛知県 岐阜県 三重県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
	徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県	

(内部組織)

第三十九条の十 地方復興部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章 削除

第四十条及び第四十一条 削除

第四章 職員

(職員)

第四十二条 厚生省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによらる。

(定員)

第四十三条 厚生省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。